

議案第68号

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月5日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

後期高齢者医療保険料の納付に係る負担軽減及び利便性向上を図るため、普通徴収に係る納期数を変更するために所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

里庄町後期高齢者医療に関する条例（平成19年里庄町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の里庄町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。